

社会保険庁LANシステム電子掲示板事件：東京地裁平成 19(ワ)15231号・平成 20 年 2 月 26 日（民 46）判決 認容

〔キーワード〕

電子掲示板，複製権（著 21），公衆送信権（著 23），行政目的の複製（著 42・49），必要と認められる限度

〔主 文〕

- 1 被告は，社会保険庁が運営する社会保険庁LANシステムの電子掲示板用記録媒体に別紙著作物目録記載の著作物を記録し，又は当該著作物を公衆の求めに応じ自動送信させてはならない。
- 2 被告は，原告に対し，42万0500円及びこれに対する平成19年4月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は，これを7分し，その4を被告の負担とし，その余は原告の負担とする。

〔事 実〕

- 1 本件は，被告国の機関である社会保険庁の職員が，ジャーナリストである原告Aの著作物である雑誌記事を，社会保険庁LANシステム中の電子掲示板システムの中にある新聞報道等掲示板にそのまま掲載し，原告の複製権又は公衆送信権を侵害したとして，原告が，被告に対し，上記複製権又は公衆送信権侵害を選択的請求原因として，同掲載記事の削除及び原告のすべての著作物についての掲載の予防的差止め並びに損害賠償374万円（不法行為の後である平成19年4月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を含む。）の支払を求めた事案である。

1 前提となる事実

(1) 当事者

原告は，これまでに官僚問題，マスコミ問題などを取り上げてきたジャーナリストであり，近年は，年金問題を多く取り上げている者である。

被告は，国家行政組織法3条2項の規定に基づく行政機関として厚生労働省を設置し，同省の外局として社会保険庁を置いている。

(2) 原告は，別紙著作物目録1ないし4（以下，それぞれを「本件著作物1」などといい，まとめて「本件著作物」という。）を執筆し，これらはいずれも，同目録の各著作物末尾記載の，株式会社講談社（以下「講談社」という。）が発行する「週刊現代」各号に掲載された。

- (3) 被告の機関である社会保険庁は、社会保険庁LANシステム（以下「本件LANシステム」という。）を管理運営し、同システムは、電子メール、電子掲示板及び電子報告等の機能を有している。
- (4) 本件LANシステム内には、電子掲示板システムがあり、同システム内に新聞報道等掲示板（以下「本件掲示板」という。）が存する。社会保険庁の職員は、本件掲示板に、社会保険庁に関連する新聞や雑誌の記事を複写・掲載していた。
- (5) 社会保険庁職員は、平成19年3月19日に本件著作物1を、同年4月2日に本件著作物2を、同月9日に本件著作物3を、同月16日に本件著作物4を、それぞれ本件掲示板に掲載した（乙16）。
- (6) 社会保険庁は、同年6月18日、本件掲示板をいったん閉鎖した（乙6，弁論の全趣旨）。
- (7) 本件LANシステムは、厚生労働省において整備された厚生労働省LANシステムとは別個独立に管理運営されており、社会保険庁内部部局，施設等機関，地方社会保険事務局及び社会保険事務所をネットワークで接続するネットワークシステムとなっている。本件LANシステムの利用機関は、社会保険庁の内部部局におかれる課，社会保険庁大学校及び社会保険庁業務センター並びに地方社会保険事務局及び社会保険事務所である。

2 争点

- (1) 被告は、原告の複製権を侵害したか。
- (2) 被告は、原告の公衆送信権を侵害したか。
- (3) 損害の額

〔判 断〕

1 争点(2)（被告は、原告の公衆送信権を侵害したか）について

原告は、選択的請求原因として、公衆送信権侵害を主張するので、まず、争点(2)について、判断する。

- (1) 本件LANシステムは、社会保険庁内部部局，施設等機関，地方社会保険事務局及び社会保険事務所をネットワークで接続するネットワークシステムであり（前提となる事実），その一つの部分の設置の場所が，他の部分の設置の場所と同一の構内に限定されていない電気通信設備に該当する。したがって，社会保険庁職員が，平成19年3月19日から同年4月16日の間に，社会保険庁職員が利用する電気通信回線に接続している本件LANシステムの本件掲示板用の記録媒体に，本件著作物1ないし4を順次記録した行為（本件記録行為）は，本件著作物を，公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことを可能化したもので，原告が専有する本件著作物の公衆送信（自

動公衆送信の場合における送信可能化を含む。)を行う権利を侵害するものである。

- (2) 被告は、本件著作物については、まず、社会保険庁職員が複製しているところ、この複製行為は42条1項本文により複製権侵害とはならず、その後の複製物の利用行為である公衆送信行為は、その内容を職員に周知するという行政の目的を達するためのものなので、49条1項1号の適用はなく、原告の複製権を侵害しない、また、複製物を公衆送信して利用する場合に、その利用方法にすぎない公衆送信行為については、42条の目的以外の目的でなされたものでない以上、著作権者の公衆送信権侵害とはならない旨主張する。

しかし、社会保険庁職員による本件著作物の複製は、本件著作物を、本件掲示板用の記録媒体に記録する行為であり、本件著作物の自動公衆送信を可能化する行為にほかならない。そして、42条1項は、「著作物は・・・行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。」と規定しているとおり、特定の場合に、著作物の複製行為が複製権侵害とならないことを認めた規定であり、この規定が公衆送信（自動公衆送信の場合の送信可能化を含む。）を行う権利の侵害行為について適用されないことは明らかである。また、42条1項は、行政目的の内部資料として必要な限度において、複製行為を制限的に許容したのであるから、本件LANシステムに本件著作物を記録し、社会保険庁の内部部局におかれる課、社会保険庁大学校及び社会保険庁業務センター並びに地方社会保険事務局及び社会保険事務所内の多数の者の求めに応じ自動的に公衆送信を行うことを可能にした本件記録行為については、実質的にみても、42条1項を拡張的に適用する余地がないことは明らかである。なお、被告が主張する49条1項1号は、42条の規定の適用を受けて作成された複製物の目的外使用についての規定であるから、そもそも42条の適用を受けない本件について、49条1項1号を議論する必要はない。被告の主張は採用することができない。

2 争点(3) (損害の額) について

- (1) 原告は、114条1項ないしその類推適用により、本件著作物の公衆送信が公衆によって受信されることにより作成された複製物それぞれ1万7000部に、原告が、被告による侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益50円を乗じた額である340万円の損害賠償を請求できると主張する。しかし、114条1項による損害額の推定は、権利者自らその著作物を販売することができたであろうということが前提となっていると解され、そして、本件著作物は、いずれも週刊誌に掲載された記事で

あり、原告はこれを自ら販売していないのであるから（弁論の全趣旨）、同項の適用はないというべきである。

(2) また、原告は、被告が、本件著作物の公衆送信により、本件著作物の掲載された「週刊現代」の購入を免れたので、本件著作物それぞれ1部当たり少なくとも50円の利益を得ているとして、114条2項により340万円の損害賠償を請求できるとも主張する。しかし、同項による損害額の推定も、権利者自らがその著作物を販売できたであろうということが前提となっているものであるから、上記のとおり、原告が本件著作物を自ら販売していない本件においては、同項の適用もないというべきである。

(3) そこで、114条3項の使用料相当額の損害について判断する。

ア 原告は、その著作に係る書籍である「新聞が面白くない理由」、「年金大崩壊」及び「年金の悲劇」の3冊を、株式会社タイムブックタウンが運営する電子書籍のレンタル配信サービスであるタイムブックタウンに登録している（甲16）。

タイムブックタウンに登録され、電子書籍として配信されている原告の上記書籍3冊のレンタル配信料は、60日間で、それぞれ367円、420円、420円である（甲15、16）。そして、原告の書籍がタイムブックタウンによってレンタル配信された場合の著作権使用料相当額は、レンタル配信料にダウンロードする人数を乗じた額から、原告の書籍の版元に支払われる50パーセントのうちの30パーセントである（甲18ないし20、弁論の全趣旨）。

イ 本件著作物は、平成19年3月19日に本件著作物1が本件掲示板に掲載され、以後、同年4月16日までに、本件著作物2ないし4も、順次、本件掲示板に掲載され、社会保険庁が本件掲示板をいったん閉鎖した同年6月18日まで掲載されていたものであるから、この間、本件著作物を収録した書籍を公衆送信（配信）していたものとして、これにより原告が受ける本件著作物の著作権使用料相当額を算定すべきである。

本件著作物は、各4頁で合計16頁から成るものであり、原告の上記各書籍と比較すると頁数は明らかに少ない。しかし、タイムブックタウンの上記レンタル配信は、60日間のレンタル配信にすぎず、著作物を複製することが原則としてできないものであるのに対し、本件LANシステムによる自動公衆送信は、社会保険庁職員が本件著作物をダウンロードした後に、これを印刷することが可能であるだけでなく、印刷したものを他の職員がさらにコピーすることも可能なものである。このような質的な差異を考慮すれば、本件著作物の頁数が少ないことを考慮しても、本件LANシステムにおける本件著作物の自動公衆送信による使用料相当額は、上記期

間について、本件著作物当たり420円と認めるのが相当である。

原告は、上期期間は1回のレンタル期間である60日を超えることから、2回レンタルしたことになるとし、420円に2を乗ずるべきと主張する。

しかし、乙16によれば、本件各著作物が本件掲示板に掲載された当日は、アクセス件数がそれぞれ954、746、805、924と増えるものの、翌日には、305、222、290、301とその3分の1程度となり、以後、漸次減少していること、最終掲載日から2週間後である平成19年4月30日には、アクセス件数は1件となっていることからすれば、本件LANシステムの利用者が、60日の期間を経過した後、もう一度本件著作物にアクセスすることは考えがたいというべきであるから、2回レンタルされた際のレンタル配信料を基準として考えることはできない。

また、原告は、タイムブックタウンでは、ダウンロードされた書籍をプリントアウトすることは原則としてできないことから、レンタル料は書籍の定価よりも低く設定されているのに対し、本件著作物は、もともと期限の定めなく本件掲示板に掲載されており、その間、プリントアウトすることも可能であったものであるから、本件著作物の配信は書籍本体を売ることとほぼ同様であり、レンタル料は原告の書籍の定価である1500円（甲17）と同額に設定すべきとも主張する。

しかし、本件著作物は、全体で16頁にすぎず、原告の上記書籍と頁数において明らかに異なることからすれば、書籍本体を販売することと同視することまではできないというべきである。原告の上記主張も採用し得ない。

ウ 本件掲示板に掲載された本件著作物に対する、平成19年3月19日から同年4月30日までのアクセス数は、調査により判明した限りでは5449回である（乙16）。もっとも、社会保険庁におけるサーバーは6台あるものの、このアクセス数は、同年3月30日までは4台分、同年4月2日から同月30日までは5台分のアクセス数であり、同年5月1日以降のアクセス数は加算されていない。そこで、加算されていないサーバーも含めたアクセス数を推計すると6962回となる（乙16）。また、同年5月1日から同年6月18日までの間も若干のアクセス数はあったと推認されるものの、その数は少ないと推認されることも併せると、本件著作物が本件掲示板に掲載されていた期間中のアクセス数は、7000回と認めるのが相当である。

なお、本件著作物への上記アクセス数は、延べアクセス数であるから、同一人が複数回（4回、3回、2回）アクセスする場合も、1回のみアクセスする場合も含まれており、一人当たりのアクセス数の分布は不明であ

る。しかし、4回続けてアクセスする熱心な人もいれば、1回のみアクセスするだけの人もいると想像される以上、一人当たりのアクセス数は平均2回とみるのが相当であり、上記期間中のアクセス人数は、3500人（平均2回）と認めるのが相当である（114条の5）。

エ 以上によれば、本件著作物を本件掲示板用の記録媒体に記録し、自動公衆送信したことについての著作権使用料相当額は、147万円である。

$$420円 \times 7000 \div 2 = 147万円$$

そして、原告が取得することができる著作権使用料は、原告書籍の出版社が取得する総レンタル配信料の50パーセントのうち、30パーセントであるから、22万0500円である。

$$147万円 \times 0.5 \times 0.3 = 22万0500円$$

よって、被告による本件著作物の公衆送信権侵害行為により、原告が被った損害額は、22万0500円と認められる。

(4) 本件訴訟の内容、性質その他本件に表れた全事情を考慮するなら、被告による本件著作物の公衆送信権侵害行為と相当因果関係のある弁護士費用は、20万円と認められる。

(5) 以上のとおり、損害額の合計額は、42万0500円である。

3 差止請求について

(1) 本件著作物の削除請求について

被告は、平成19年6月18日に本件掲示板を閉鎖しており、これにより本件著作物は、本件LANシステムから削除されたものと認められる（弁論の全趣旨）。したがって、本件LANシステムからの本件著作物の削除を求める、原告の現在の侵害行為の停止に必要な措置としての削除請求（112条2項）は、既に被告により履行済みであるから、理由がない。

(2) 原告の著作物の掲載差止請求について

原告は、被告に対し、原告の著作物すべてについて本件LANシステムへの掲載行為の予防的差止を求めている（112条1項）。このうち、本件著作物以外の原告の著作物については、「年金大崩壊」等の書籍もあるものの、被告がこれらを本件掲示板に掲載したこともなく、本件全証拠によっても、今後これらを掲載するおそれがあることを認めるに足りる証拠はない。

しかし、本件著作物については、本訴提起後にその掲載を中止し、これを本件掲示板から削除したことは事実であるものの、被告が一度これを掲載した事実があること、並びに、被告は、本訴において、本件著作物を本件掲示板に掲載したことは、原告の公衆送信権及び複製権を侵害するものではないとして争っていること、及び、社会保険庁の下部組織である社会保険事務所等において、マスコミ等による報道に関する苦情、問い合わせに対して適切な対応を取る必

要から、本件掲示板に報道等の内容の掲示を再開する希望も強いこと（乙11）も考慮すれば、今後において、本件著作物を本件掲示板に掲載するおそれがないということもできないところである。したがって、原告の請求のうち、本件著作物についてはその将来の掲載行為の予防的差止請求は理由がある。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、本件著作物の本件掲示板用の記録媒体への記録及び自動公衆送信の差止め、並びに、被告による公衆送信権侵害行為に対する損害賠償として、42万0500円及びこれに対する平成19年4月17日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を認める限度で理由がある。なお、仮執行宣言については、相当でないので、これを付さないこととする。

〔論 説〕

1. 国の行政機関である社保庁が作成しているLANシステムの電子掲示板システム中にある新聞報道等掲示板に、原告である個人が発表した雑誌記事（著作物目録1ないし4）を無断でそのまま掲載するという前代未聞の被告事件がこれである。社保庁とは厚生労働省の中の外局であり、文部科学省の外局である文化庁と同等の行政機関である。その社保庁が文化庁が所管する著作権法の規定を無視ないし軽視して著作権侵害行為を行ったことは、著作権法42条の規定に解釈の余地があるとはいえ、極めて悪質な行為といえる。

本件は、原告による差止請求と損害賠償請求とを認めた事案であるが、被告の職員は、本件原告の当該雑誌記事のみならず、それまでも新聞や雑誌に掲載された他人の記事を、無断で自庁のLANシステムに盗用していた実態があるようである。

2. 争点2について

判決は、本件のLANシステムは、社保庁の内部部局、施設等機関、地方社保事務局および社保事務所をネットワークで接続するネットワークシステムであり、その一つの部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一構内に限定されない電気通信設備に該当する、と事実認定した上で、社保庁の一職員がその電気通信回線に接続している本件LANシステムの本件掲示板用の記録媒体に、本件著作物1～4を順次記録した行為は、本件著作物を、「公衆からの求めに応じて自動的に送信を行うことを可能化したものであるから、原告が専有する本件著作物の公衆送信権（著23条1項）を侵害する、と認定した。

これに対し被告は、職員による複製行為は4条1項本文にいう「行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合」に当たり、「その必要と認め

られる限度に」おける複製であるから、49条1項1号の適用はなく、原告の複製権を侵害しないと主張したが、認められなかった。

そこで、本件の場合に該当する規定をあげると、次のとおりである。

第42条

著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第49条1項1号

次に掲げる者は、第21条の複製を行ったものとみなす。

1 第30条第1項、第31条第1号、第33条の2第1項、第35条第1項、第37条第3項、第41条から第42条の2まで又は第44条第1項若しくは第2項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によって当該著作物を公衆に掲示した者

第21条

著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。

第23条

著作権者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2 著作権者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

3. 争点3について

問題は、被告がその行為によって原告に与えた損害額の計算法にあった。裁判所は著作権法114条の各項規定のうち、1項・2項の適用は否定し、3項の適用による計算法を採った。

著作権法114条3項とは、特許権侵害の場合の特許法102条3項と同様に、ロイヤリティ相当額を損害賠償額とする規定であり、計算法の中ではもっとも低い金額の算定となる。

なお、その理由と詳細については、判決本文を参照されたい。

判決は、被告による本件著作物の公衆送信権侵害行為によって原告が被った損害額を22万500円と算定し、これに被告行為と相当因果関係のある弁護士費用を20万円と認定し、合計42万500円也を損害賠償額と認定したのである。

しかし、本件の場合のような事案では、損害額の計算は非常に複雑なものになることがわかり、裁判所の作業の大変さがわかる。

〔牛木 理一〕